

回覧

No.94

消費生活情報誌

かいじ号



9月は「食の安全・安心推進月間」です。

食は私たちが生活していくうえで欠かすことのできないものです。

この機会に食生活や食の安全・安心について考えてみませんか?

また、食品関係者の皆さんには安全性を再確認していただき、安全で安心できる食品の提供を心がけましょう。

なお、「食品安全110番」では、皆さんからの食品の表示や安全性に関する相談や情報を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

ノーリー
食品安全110番

電話 055-223-1638
受付時間 午前8時30分～午後5時(平日)

相談窓口



参加者
募集

「やまなし食の安全・食育推進大会」

9月の「食の安全・安心推進月間」にあわせ、関係者が相互の役割を認識し、連携協力しながら一体となって、食の安全・安心確保対策や食育の円滑な推進を図っていくため、「やまなし食の安全・食育推進大会」を開催します。

日 時 9月17日(木)午後1時30分～4時30分
場 所 かいてらす(山梨県地場産業センター)大ホール(甲府市東光寺三丁目13-25)
内 容 やまなし食の安全・食育優良団体表彰
講演会 演題 地域と学校で創る食と農の教育
講師 上智大学教授 奈須正裕氏
優良団体の事例発表
食の安全・食育に関するパネル展示
お申込み・問合せ先 山梨県 消費者安全・食育推進課
電話 055-223-1588 FAX 055-223-1587

食の安全
・食育



毎月19日は「食育の日」です

「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。「食育の日」は食育の一層の定着を図るために、国の「食育推進基本計画」により定められました。家族そろって楽しく食卓を囲み、「食」の大切さについて考えてみましょう。

休日の消費生活相談会がスタートします!

県民生活センターでは、このたび新たに、休日に消費生活相談会を実施することにしました。

山梨県弁護士会所属の弁護士が相談に応じますので、安心してご相談いただけます。

これまで、お仕事などで平日に時間がとれなかった方も、この機会に是非ご相談ください。

相談時間 午前9:00～12:00 午後1:00～4:00
(お一人30分以内)

会場 県民生活センター相談室(山梨県JA会館5階)

相談内容 消費生活に関すること

- 契約上のトラブル、詐欺被害に関する法律相談
- 債務整理、多重債務、過払金返還

受付 予約制です。必ず事前にご予約ください。
消費生活相談員が事前に相談内容をお聞きします。
(平日8:30～17:00)



消費生活相談会開催日は、消費生活相談員による電話での相談もお受けしております。

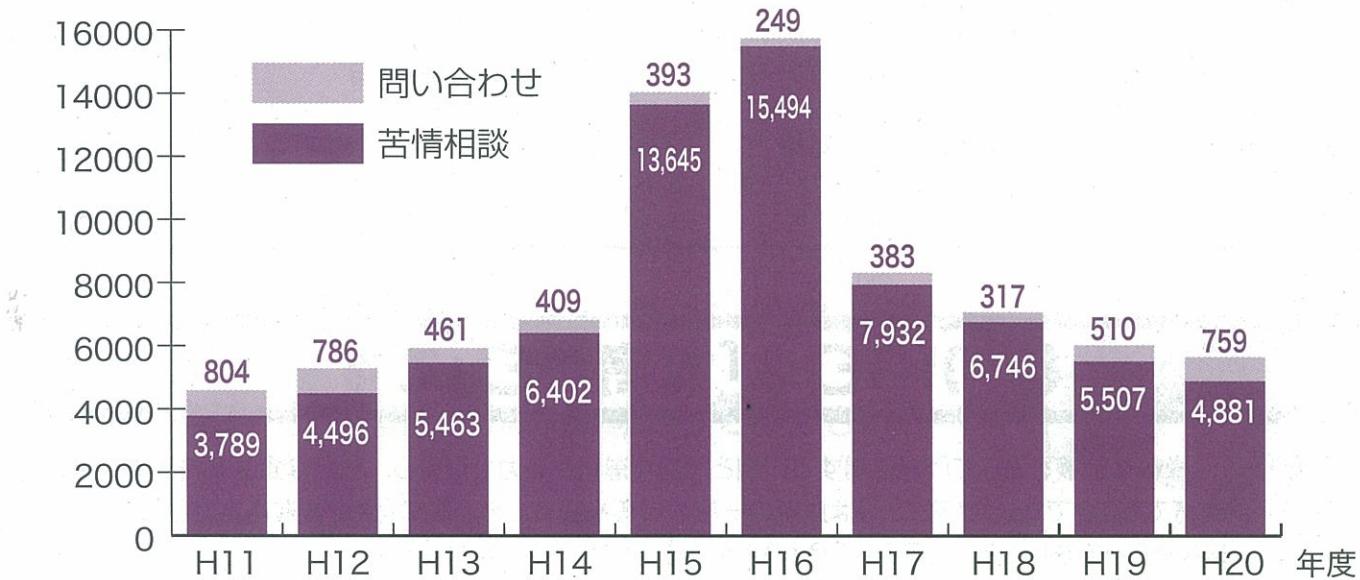
契約上のトラブルや架空請求など、消費生活問題に限られます。家族・近隣・相続問題、労働、内職、土地・住宅、交通事故に関する相談は対応できませんのでご了承ください。

ご相談は 山梨県県民生活センター 電話 055(235)8455

平成20年度 消費生活相談状況

～消費生活相談の件数は5,640件～

- ▼平成20年度に山梨県県民生活センターに寄せられた消費生活相談は5,640件となり、前年に比べ377件(6.3%)の減少しました。
- ▼架空請求の沈静化に伴って、平成17年度以降毎年少しずつ減少してきています。
- ▼一方で携帯電話やインターネット関連の不当請求の増加が目立ち、相談内容は多様化・複雑化する傾向です。



消費生活相談の傾向

他の運輸・通信が最多

前年に引き続き、最も相談件数が多く、全体の21.7%を占めています。パソコンや携帯電話でアダルト・懸賞・出会い系などのサイトを閲覧、操作することにより執拗な請求をされたり、後日退会料として高額な料金を不当請求されるなど、複雑、多様化しています。ネットオークション・ネット通販に関する相談も増加しました。

苦情相談件数 上位10品目(商品・役務別)

順位	品目	前年度件数	動向	平成20年度件数
1	他の運輸・通信	1,286件	▼	1,229件
2	融資サービス	772件	▲	777件
3	商品一般	959件	▼	429件
4	相談その他	250件	▲	304件
5	自動車	141件	▲	157件
6	電報・電話	88件	▼	105件
7	他の教養・娯楽サービス	74件	▲	103件
8	書籍・印刷物	130件	▼	101件
9	レンタル・リース・貸借	105件	▼	95件
10	生命保険	64件	▼	94件

融資サービス

主に多重債務やヤミ金の相談が多く寄せられました。貸金業法の改正により、グレーゾーン金利の廃止や、過剰な貸付や金利についての規制強化が行われましたが、一方で、店舗を持たずケータイで営業する「090金融」などのヤミ金業者により、悪質な取立てや、保証料・手数料などの名目でお金を請求されるなどの相談も増えました。

他の教養・娯楽サービス

カナダやオーストラリア、中国などから、海外宝くじに当選したというダイレクトメールが届き、一億円を超える賞金が受け取れるからと、購入の申込みをさせる悪質業者の相談や、「パチンコ攻略」「競馬必勝法」などと銘打った商品を購入または、ネット契約したが、予想に反するものだったという苦情も寄せられました。

訪問販売は高齢者を狙っています!

男性の相談数が、やや多いものの、男女の割合にはほとんど差はありません。

10~50歳代までは、共通して通信販売に関する相談が最多でした。60歳代は店舗購入、70歳代以上は訪問販売に関する相談が最も多い結果となりました。

また、10~50歳代では、いずれも前年に比べ、相談件数が減少しているのにもかかわらず、60歳代以上では増加していました。訪問販売による被害は高齢者に集中しており、周囲の見守りが大切です。

購入形態別・契約当事者の性別年代別の苦情相談件数(不明分を除く)

	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチ まがい取引	電話勧誘販売	ネガティブ オプション	その他無店舗 販売
男性	593	188	935	20	181	5	12
女性	560	198	745	50	145	9	27
10歳代	11	6	131	0	0	0	0
20歳代	145	28	257	10	32	1	5
30歳代	195	25	472	11	64	1	10
40歳代	209	37	312	12	71	2	6
50歳代	182	42	220	8	34	2	7
60歳代	140	69	120	12	26	1	6
70歳以上	114	126	67	9	68	6	6

その他の相談状況

県民生活センターには、消費生活相談のほか、家族問題・相続・損害賠償などの法律相談(2,488件)や、土地住宅相談(836件)・労働相談(256件)・交通事故相談(139件)など、多くの相談が寄せられました。

3つのEがおいしさを保証します。

それは「甲斐路の認証食品」です。

「甲斐路の認証食品」とは？



県内で生産された農畜産物などを主原料として製造された食品のうち、品質が特に優れているものや、地域に根ざした製造・生産方法が活用されているなど、一定の基準に適合すると県が認めた商品です。

基準に適合していると認められた商品には、3つのEをデザインした認証マークが貼ってあります。

スリー
認証マーク(3Eマーク)



※3つのEの意味は、
優れた品質(Excellent Quality)
正確な表示(Exact Expression)
地球の環境と調和(Harmony With Ecology)

どんな食品が認証されているの？

現在、45品目の食品について認証基準を設定して、延べ69事業者を登録しています。

認証基準を設定している品目(45品目)

生芋こんにゃく、甲州調合味噌、平飼鶏卵、甲州きそば、甲州地どり、清酒、ジャム、ハム類、長かぶしょうゆ漬、マーマレード、ソーセージ類、甲州小梅、きゅら落、やまめの甘露煮、ぶどうジュース、かりんはちみつ漬け、やまめのくん製、六郷のあんびん、フルーツワイン、しそエキス入り飲料、果物のシロップ漬け、豆腐、干し柿、地菜の油炒め、しいたけの旨煮、さといも焼酎、ニジマスの梅酒煮、きゅうりのしょう油煮、ベーコン、ももジュース、果実ミックスジュース、牛乳、飲むヨーグルト、ナチュラルチーズ、納豆、きな粉、煎り豆、大豆煮豆、ヤーコン茶、農産物のかす漬、りんごジュース、米味噌、干し芋、梅漬・梅干し・調味梅漬・調味梅干し、煎茶

詳細は、果樹食品流通課 電話055-223-1600までお気軽にお問い合わせください。

品目別の認証状況は、下記のホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kaju/3e.html>

ぜひ、3Eマークを購入の際の参考にしてください。

